

高病原性鳥インフルエンザとは

■ 原因（病原体）

- 国際獣疫事務局（WOAH）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定された A 型インフルエンザウイルス



元気消失

■ 対象家きん

- 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 及び七面鳥

■ 症状・特徴

- **元気消失**、食餌や飲水量の減少、産卵率の低下、顔の腫れ、トサカや脚の変色（紫色）、咳、鼻水、下痢。
- 急性例ではこれらの症状を認めず、**急死する場合**もある。

※人獣共通感染症：

海外では、家きん等との密接接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人の感染及び死亡事例も報告。

■ 発生状況

- **野鳥の飛来（渡り鳥）**により国内にウイルスがもたらされる**季節性の疾病（冬期に発生しやすい）**。我が国において、直近では、平成26、28、29、令和2、3、4、5、6年度に発生。

我が国における鳥インフルエンザの分類

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥類の疾病です。

我が国の家畜伝染病予防法では、病原性の程度及び変異の可能性によって、高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、低病原性鳥インフルエンザ(LPAI)及び鳥インフルエンザの三つに分類されています。

平成23年4月の同法改正前は、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)と鳥インフルエンザに分類されていましたが、法改正を機に国際獣疫事務局(WOAH)が定めている国際的な基準に合わせるため、現在の分類に変更されました。

		ウイルスの亜型	
		H5、H7	H5、H7以外
病原性	低い	低病原性鳥インフルエンザ(LPAI) 対象種: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥	鳥インフルエンザ 対象種: 鶏、あひる、うずら、七面鳥
	高い(※)	高病原性鳥インフルエンザ(HPAI) 対象種: 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥 WOAHの診断基準(※)に準じて判定	

変異する可能性

家畜伝染病予防法の改正に伴う変更(H23年4月)

(改正前)

(改正後)

法定伝染病

高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ)



高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザ(弱毒タイプ)



低病原性鳥インフルエンザ

届出伝染病

鳥インフルエンザ

変更なし

鳥インフルエンザ

※次に示すWOAHの診断基準(高病原性鳥インフルエンザ)のいずれかを満たした場合に、病原性が高いと判定

①6週齢鶏の静脈内接種試験で病原性指標(IVPI)が1.2以上又は4~8週齢鶏の静脈内接種試験で75%以上の致死率を示す。

②H5又はH7亜型のウイルスで、特定部位のアミノ酸配列が既知のHPAIウイルスと類似している。